

(別紙)

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和5年3月31日

伊那市長 白鳥 孝

記

1. 協議した場を設けた区域の範囲

手良地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

令和5年3月24日

3. 当該地区における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○経営体数

法人	4経営体
個人	12経営体
集落営農（任意組織）	－組織

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

地域を網羅する農事組合法人と認定農業者等で対応できている。

5. 農地中間管理機構の活用方針

法人の体制整備を図り法人機能を最大限活用していく。

個別対応で実施する。

6. 地域農業の将来のあり方

手良地区農業振興センターを基軸とし、①地域の中核となる農事組合法人と認定農業者等に農地の集積集約を図り、経営の合理化と規模拡大を進める。②(株)ファーム手良の機能性を高める。③地域の担い手が連携・協力し耕作放棄地の抑制に努める。